



事業者募集 !!

「奨学金返還支援（代理返還）制度」を活用して、人材確保・定着を目指しませんか？



事業者と市が
**奨学金の返還を
サポート**します！

就職してから
奨学金を返せるか
心配だったけど
安心！



従業員を大切に
してくれる企業に
勤められて**安心!!**

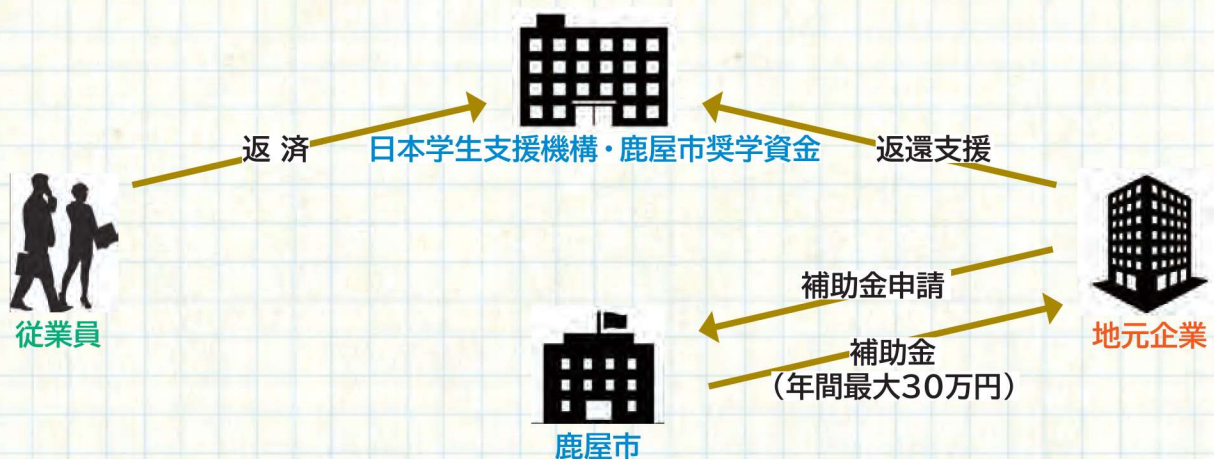


≫ 奨学金返還支援（代理返還）制度のポイント

- ☑ 離職者が多い
 - ☑ 若手人材の確保に苦慮している
 - ☑ 企業等イメージを高めたい
- ➔
- ① 「若手人材」へアプローチ
 - ② 「人材の定着」で離職率低下
 - ③ 経費の一部としての「課税優遇」
 - ④ 企業等の「イメージ向上」

≫ 奨学金返還支援制度のイメージ図

市内企業に勤める従業員の奨学金返還を支援する事業者に、返還支援をした額の $1/2$ を市が負担し、**年間最大 30 万円**を **5 年間**（最大 150 万円）支援します。



≫ 問い合わせ 鹿屋市役所 農林商工部 商工振興課
☎ 0994-31-1164 mail : syoukou@city.kanoya.lg.jp



従業員の奨学金を代理返還している 事業所を支援します!!

≫ 対象となる事業者

- ① 市内に事業所を有すること
- ② 奨学金返還支援制度を設け、対象従業員に代理返還支援を行っていること
- ③ 市税の滞納がないこと
- ④ 雇用保険の適用対象となる事業を行う事業主であること など

≫ 対象従業員

- ① 正規雇用労働者であること
- ② 奨学金返還支援制度に基づく支援を初めて受けた年度における年齢が 30 歳未満である者
- ③ 返還支援期間において、市内に住所を有する者
- ④ 補助金に係る奨学金について、当該奨学金の返還を延滞していない者
- ⑤ 補助金に係る奨学金について、国、県その他地方公共団体から補助を受けていない、又は受ける見込みのない者
- ⑥ 事業者と同一生計でない者又は事業者の 2 親等以内の親族でない者

≫ 補助金

【補助対象経費】

○補助金の交付を受けようとする年度の前年度（4月～3月）に返還を支援した額

※令和 7 年 4 月 1 日以降に返還を支援した額

【補助対象期間】

○対象従業員 1 人につき、通算 60 か月

【補助額】

○返還支援をした額に 2 分の 1 を乗じた額（1,000 円未満切捨て）

○対象従業員 1 人につき、上限 300,000 円 / 年額

≫ モデルケース

	事業者の支援制度	従業員の返還額 (月額)	事業者の支援額 (月額)	市の補助額 (月額)	事業者の実質負担額 (月額)
①	1 / 2 支援	18,000 円	9,000 円	4,500 円	4,500 円
②	1 / 3 支援	18,000 円	6,000 円	3,000 円	3,000 円
③	2 / 3 支援	18,000 円	12,000 円	6,000 円	6,000 円
④	全額支援	18,000 円	18,000 円	9,000 円	9,000 円

※申請方法については、市ホームページから申請書類をダウンロードし、資料を添えて鹿屋市商工振興課までご提出ください。また、詳しい制度内容等についても、お気軽にお問い合わせください。

